

# 河川区域内における工作物の設置に関する計画・設計協議について

## <オーバーハング協議>

### 1. はじめに

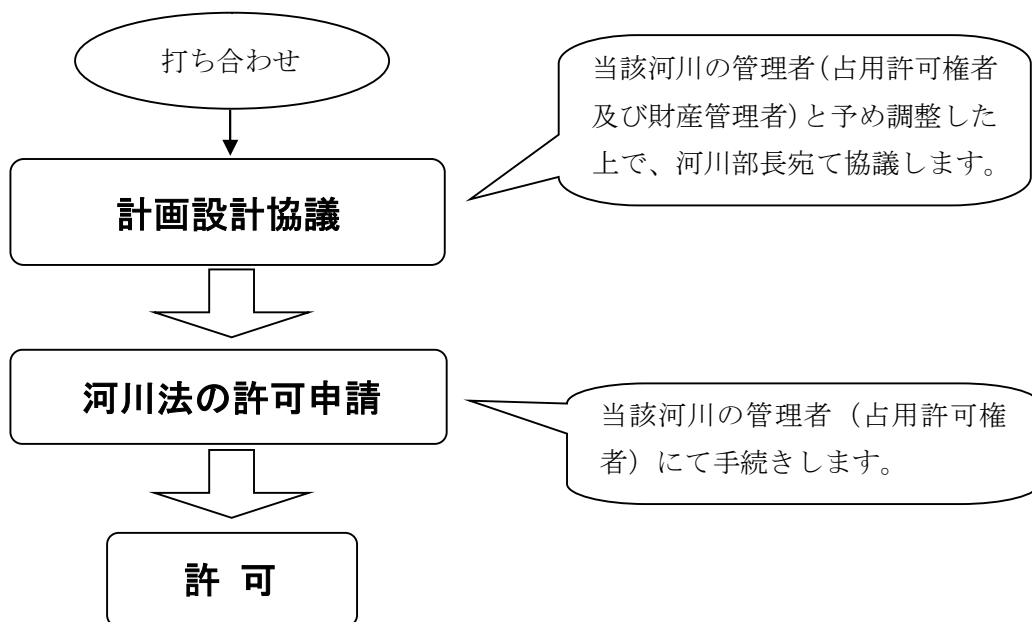
河川区域内における次に列挙する行為に際しては、事前に、計画設計協議が必要となります。

これは、河川が重要な都市施設であるため、河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査するために、構造や施工方法等について、協議するものです。

### 2. 計画・設計協議が必要な行為

- ① 橋梁（鉄道、道路等）及び河底横過トンネル（地下鉄、道路、上下水道、工業用水道、ガス、電力、通信等の施設）その他将来の改築等が著しく困難であると認められるもの
- ② 伏せ越し
- ③ ダム、堰又は取水施設
- ④ 水門及び樋門又はこれに類するもの
- ⑤ 雨水等の放流又はこれに伴う下水吐口管等（放流量も併せて協議すること）
- ⑥ 係留施設、荷揚げ施設又はこれに類するもの
- ⑦ 治水上、特に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる仮設構造物等
- ⑧ 橋台等の設置に伴い必要となる護岸等
- ⑨ 旧護岸を撤去する必要があるとき
- ⑩ 区市町村が包括占用を申請するとき

### 3. 許可までのフローチャート



#### 4. 提出先（協議先）

計画設計協議・・・建設局河川部長

#### 5. 協議書

必要な書類は、添付書類一覧表を参照してください。

提出部数は、原則、正本1部に、副本2部です。副本は、正本の写しでも構いません。

#### 6. 協議書作成の際の留意点

- 1) 目次を付してください
- 2) 頁をふって下さい。
- 3) 図面、資料、表、図には、タイトル、凡例を表示して下さい。
- 4) 図面、資料は、色分け等により、わかりやすくして下さい。
- 5) 数字には、単位の記入を忘れないようにして下さい。また、算出根拠は明確にお願いします。  
なお、高さ表示は、A. P. を用いて下さい。
- 6) 添付書類は、なるべくA4版もしくはA3版をお願いします。それより大きいもの等については、適宜、袋の中に入れても構いません。

#### 7. 相談窓口

建設局河川部指導調整課占用担当

TEL 03-5320-5409

## 記入例

# 計 画 ・ 設 計 協 議 書

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

東京都建設局河川部長 殿

( 地 権 者 住 所 ・ 氏 名 )

○級河川「○○川」の河川区域内における建物のオーバーハングについて  
このことについて、下記のとおり施行したいので（計画・設計）協議します。

### 記

1 河 川 名

○級河川「○○川」

2 施 行 箇 所

例：○○区○○町○丁目○番○号（地番）

3 施 行 内 容

○○建設に伴う、建物のオーバーハング

4 施 行 規 模

河川区域内オーバーハング 出幅寸法：○○mm（最大出幅）

河川区域内オーバーハング 面積：○○㎡

※図面上でも分かるように明示すること。

5 施 行 年 度

例：令和○○年○○月から令和○○年○○月まで（予定）

6 添 付 書 類

例：別紙のとおり ※目次を添付

※この様式は、建設局河川部のホームページからダウンロードできます。

担当者への  
連絡先（電話）

担当者氏名

## 必要書類一覧表【オーバーハング】

項目	内 容
1	計画・設計協議書 別紙、「記入例」参照。
2	委任状 代理人が手続きを行う場合。(様式は自由)(委任者と受任者の押印要)
3	目次 以下の資料について、目次を作成し、資料にはページ番号を記載すること。
4	案内図 最寄駅、主要施設等から協議位置が容易に確認できるもの。
5	位置図 比較的狭い範囲の地図を使用し、協議位置、範囲が確認できるもの。
6	事業概要書 計画している新築建物の事業概要を記載すること。
7	協議概要書 本協議を行う必要性を記載すること。(事業概要とまとめて記述しても良い。)
8	平面図 河川区域線(青線)及び官民境界線(赤線)を明示したうえで、オーバーハング部分の面積、最大出幅、GLと護岸天端からオーバーハングまでの離隔等を記載すること。
9	縦・横断面図
10	その他図面 必要に応じて添付すること。
11	護岸一般図 護岸一般図(標準断面図)を所管の区役所又は建設事務所で入手し、添付すること。
12	工程表 事業全体の工程表を添付すること。 なお、その中でオーバーハングにかかる作業の時期が把握できるように表示すること。
13	緊急連絡体制 事故など緊急時の連絡体制表を添付すること。 (警察、消防、労基署、インフラ関係、病院、河川管理者、行政関係)など
14	打合せ議事録 関係機関との打ち合わせ記録(様式は自由)
15	現況写真 現況の敷地、護岸、河川等が分かるように撮影すること。 平面図に撮影方向を記入すること。
16	公図(写) 該当地を赤枠で明示すること。
17	土地の登記簿(写) 地権者を確認するため。
18	土地境界確定図(写) 河川との境界を確認するため。(所管建設事務所で入手)
19	その他参考資料 必要に応じて添付すること。